

発注者綱紀保持委員会（第2回定例会議）

開催日及び場所	平成18年10月6日（月）東北地方整備局大会議室																																							
出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="width: 15%;">委員長</td><td style="width: 25%;">坪香 伸</td><td style="width: 15%;">局長</td></tr> <tr><td>副委員長</td><td>土屋 光博</td><td>副局長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>小野寺信一</td><td>弁護士</td></tr> <tr><td>委員</td><td>内田 貴和</td><td>公認会計士・税理士</td></tr> <tr><td>委員</td><td>遠藤 孝夫</td><td>東北学院大学教授</td></tr> <tr><td>委員</td><td>佐々木恒美</td><td>河北新報社論説委員会副委員長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>音瀬 均</td><td>総務部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>山田 篤司</td><td>企画部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>南 哲行</td><td>河川部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>寺本 邦一</td><td>道路部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>滝野 義和</td><td>港湾空港部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>遠藤 淳一</td><td>営繕部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>岡田 憲幸</td><td>用地部長</td></tr> </table>	委員長	坪香 伸	局長	副委員長	土屋 光博	副局長	委員	小野寺信一	弁護士	委員	内田 貴和	公認会計士・税理士	委員	遠藤 孝夫	東北学院大学教授	委員	佐々木恒美	河北新報社論説委員会副委員長	委員	音瀬 均	総務部長	委員	山田 篤司	企画部長	委員	南 哲行	河川部長	委員	寺本 邦一	道路部長	委員	滝野 義和	港湾空港部長	委員	遠藤 淳一	営繕部長	委員	岡田 憲幸	用地部長
委員長	坪香 伸	局長																																						
副委員長	土屋 光博	副局長																																						
委員	小野寺信一	弁護士																																						
委員	内田 貴和	公認会計士・税理士																																						
委員	遠藤 孝夫	東北学院大学教授																																						
委員	佐々木恒美	河北新報社論説委員会副委員長																																						
委員	音瀬 均	総務部長																																						
委員	山田 篤司	企画部長																																						
委員	南 哲行	河川部長																																						
委員	寺本 邦一	道路部長																																						
委員	滝野 義和	港湾空港部長																																						
委員	遠藤 淳一	営繕部長																																						
委員	岡田 憲幸	用地部長																																						

定例会議議事概要

意見・質問等	回答
■東北地方整備局発注者綱紀保持規程の改正案について	
○質疑は特になし	
■東北地方整備局発注者綱紀保持規程の改正案について	
○マニュアルを作成したから不祥事はなくなるということか。改めて配布・周知することの意味・効果はどうか。綱紀保持の自覚とマニュアルの作成はどう繋がるか。	○談合の再発防止対策として、一般競争入札や総合評価方式などの取り組みを実施しており、マニュアルの作成も取り組みのひとつ。マニュアルの効果のひとつとして倫理規程と教本がある。職員の自覚を促すことも必要だが、マニュアルがあることも意味がある。
○マニュアルを作っただけで活用されない実態もあるが、マニュアルはあった方がいい。	○マニュアルをもって自覚を促すべしという指摘については、このマニュアルに職員の自覚を促す記述もある。

意見・質問等	回答
<p>○官側に「業界を育成する。偏りなくするための調整も必要」という間違った考えがあるとすれば改めるべき。一方民間側の「生き残るための受注調整はやむを得ない」という考えは通じない。</p> <p>○当事者は客観的にできないことも多いが、客観的な尺度となるマニュアルを作成することにより、適正に対応できる。手元において、キッチンと利用できるものにするのが大切。</p> <p>○職員の自覚を促す方法として、可能か不可能は別として、過去に失敗した者の体験談を掲載する方法もある。</p> <p>○委員会の開催やマニュアルの作成も、対外的なアピールという意味もある。マニュアルに頼りすぎるとおかしなことになる場合もあるし、マニュアルにないからやっていいのかという誤解を招くことも危惧される。</p> <p>○有資格業者に対して周知する旨の記述があるが、こういう取り組みは初めてか。どのような手段をとるか。</p>	<p>○これまでも、不祥事があって綱紀粛正の対策を講じた場合は、その都度業界に周知して協力を依頼している。今回の周知方法については、本委員会の意見を踏まえて検討したい。</p> <p>○これまでの意見で、主に2点の指摘があったと思うが、一つは「マニュアルを作成しただけで、机の中にしまってしまうのではないか。」これについては、職員に周知するための研修や講習会などを開催していきたい。</p> <p>もう一つは「職場の悪しき慣習を絶つべき。」これについては、職場の中の意見などを聞いて、是正するものがあれば是正していきたい。</p>